

平成 30 年度行政監査の結果に関する報告
(平成 30 年 11 月 9 日付け浜田市監査委員告示第 8 号)
に基づいて浜田市議会議長が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

行政監査の結果に基づく改善等の措置について

第8 監査の概要及び意見

指摘事項	原因及び改善（措置検討）状況
<p>(1) 調査研究費について</p> <p>議長が承認した先進市の視察費用について支出があるが、現在運用している細則、政務活動費交付マニュアル・使途運用基準」（以下「交付マニュアル」という。）により適正に執行されていることを認めた。他自治体では日当以外の部分で市職員等の旅費に関する条例に準じて運用しているところもあり、宿泊費については一泊当たりの額に上限を設けているところもあるため、事務局においては今後の運用について更なる適正執行のためにも宿泊費等のあり方について研究されたい。</p> <p>(2) 資料購入費について</p> <p>書籍購入費について、政務活動以外の活動も含まれると推測されるゼンリン地図等の購入は、政務活動に占める割合が求めがたいと思われるため、按分により支払をしている自治体がある。そのため、浜田市においても按分による支払いについて検討されたい。また、議員の職業等により、会費を支払い、購読していると思われる新聞や雑誌等の購入については、個人的な支出とも考えられるため、政務活動費として認めることは適当でないと思われる。細則及び交付マニュアルに、会費等を払い、自宅で購読している新聞、雑誌等を除く等の注釈を記載するなど、個人的な支出は対象外であることを明確にされたい。</p>	<p>(1) 調査研究費について</p> <p>宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の2,600円を除いた額（県内は9,200円、県外は10,500円、東京都・政令指定都市は12,500円）の範囲内とし、超える部分は自己負担とするよう政務活動費の交付に関する細則を改正し、併せて交付マニュアルに記載しました（令和2年3月改正）。</p> <p>(2) 資料購入費について</p> <p>書籍購入費については、明確に政務活動費に係るもの以外は該当経費の1/3以内としており、政務活動以外の使用が推測されるゼンリン地図の購入についても同様とします。また新聞や雑誌等の購入についても、議員が行う政務活動に必要な図書等と規定しており、明確でないと推測される場合は該当経費の1/3以内とします。</p> <p>なお、これまで新聞購読料について、専門誌のみ対象とし、一般紙、所属政党、宗教等にかかるものには支出することができないものとしていましたが、より厳格な規定に改正し、専門誌についても該当経費の1/3以内としました（令和2年3月改正）。</p> <p>交付マニュアルに「政務活動に必要な図書、資料は？」を掲載し、個人的な支出は対象外であることを明記しています。また、政務活動費に係る申請・報告時等の機会において、その旨を周知するよう努めます。</p>
	その後の措置状況
	改正後の細則等に基づき、適正に執行します。